

労働者が労働災害等により休業、死亡したときは 労働者死傷病報告の提出が必要です

労働者が業務中に負傷し、又は中毒や疾病にかかったことにより、**休業**もしくは**死亡**した場合、遅滞なく、「**労働者死傷病報告**」を提出することが事業主に義務付けられています。（労働安全衛生法第97条）。しかしながら、近年においても未提出のものや災害発生から相当期間が経過しているもの、また、不適正な報告様式で提出されるものが散見されます。

労働災害が発生したときは、適正な提出を徹底していただくようお願いいたします。

【報告対象】

- (1) 労働者が労働災害により、負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき。
- (2) 労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき。
- (3) 労働者が事業場内又はその付属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき。
- (4) 労働者が事業の付属寄宿舍内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき。

【注意】

休業・死亡災害が発生したときは、労災保険の請求手続きとは別に提出する必要があります。災害の発生が就業中でなくても、事業場内又は付属建設物内で発生したものは、提出する必要があります。

【提出方法】 原則**電子申請**でのご報告となります

提出先：事業場を管轄する労働基準監督署

（建設現場の場合は、原則、工事現場の所在地を管轄する労働基準監督署）

便利な入力支援サービスをご活用ください（<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp>）

【休業日数が4日以上・死亡の場合】

報告用紙：労働安全衛生規則様式

[厚生労働省ホームページからダウンロードできます](#)

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00004.html）

提出期限：災害発生後遅滞なく

「遅滞なく」とは、「正当又は合理的な理由がある場合を除き、事情の許す限り最も速やかに」とされ「概ね1週間から2週間以内程度」と解されています。

【休業日数が4日未満の場合】

報告用紙：労働安全衛生規則様式

[厚生労働省ホームページからダウンロードできます](#)

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00005.html）

提出期限：以下により四半期ごとに取りまとめて報告

1月～3月の災害 4月末日、4月～6月の災害 7月末日、7月～9月の災害 10月末日、10月～12月の災害 翌年の1月末日まで



犯罪「労災がくし」は
ずい。

**労働災害に健康保険は使えない、使わない。
労働災害の受診は労災保険で!!**

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒<http://www.mhlw.go.jp/>

